

緊張関係により地域福祉行政のチェック機能をも果たしうる、(4)高齢者福祉だけでなくさらには地域全体の福祉問題・課題について機能していくことにつながり福祉社会（地域）・福祉コミュニティ形成に大きく寄与することにつながる、(5)以上のような積み重ねによって地域の「自治力」向上が期待できる、ことが考えられる。とはいうものの調整会議が「公私協働」の場として機能していくにはいくつかの課題を克服しなければならない。

2. 調整会議が公私協働の場として機能するための課題

1) 調整会議の民主的運営

調整会議の運営ないしは有り様についていうと、調整会議の主体は厚生省通知によって自治体になっていて形式的には行政側が会場の提供や会議への参加を勧誘することになっている。そして検討ケースの選択も現状としては行政側が行っているといえる。

しかし、調整会議の形骸化を防ぎ活性化を図るためにも調整会議の活動内容や運営について行政側だけで決定し進めていくのではなく構成メンバーらで話し合っ決めていく民主的運営が必要であるといえよう。例えば、ケース検討を行うことになっている場合においてケースの選択をつねに行政側が行うのではなく、他構成機関の意見にも耳を傾けてみんなで優先順位を決めて選んでいく。また、調整会議の共通目標についてもメンバーで議論して決めていくというプロセスが公私協働のためにはもっとも重要であるといえる。

大石田久宗は、協働関係が成立するための基本条件として(1)社会的な目標があり共通の課題意識があること、(2)双方の主体性が確保されること、(3)財政的にも人材的にも双方の負担があることを挙げている。⁴⁾ 共通目標設定において行政側あるいは主メンバー（機関）として考えられる2、3人のメンバーで決めることはまとまり易いといえるかもしれないが、そのことは他メンバーを傍観者にしてしまう可能性が高いといえよう。しかし、メンバーみんなで意見を出し合っ決めていくことにすると共通目標への認識および意識が高まることになり、メンバーのコンフィテンスの高揚を

促すことになると考えられる。調整会議において公私が協働の訓練を積んでいくことによって協働関係へと発展していくと考えられるのである。

それから、調整会議の形骸化を防ぐためにもメンバーの協働関係が必須であること、そのために民主的な運営の積み重ねによるメンバーの意識向上が課題であるといえよう。

2) 調整会議の権限問題

調整会議がケース検討の機能を果たしていく場合、ケース内容によっては地域内のサービスが不足していたりあるいは高度な政治判断を要するような場合もありうる。また、新しいサービスや資源が必要になりそのための予算を新しく用意しなければならないような場合も考えられる。しかし、このようなことは調整会議の現在の権限からすると限界があるといえる。よって、今後調整会議で決定された意見や要望（要求）を保証する権限を定めることが課題であるといえよう。

調整会議が公私協働の場として機能していくことは資源の生産における協働を意味していると前で述べたが、公的介護保険が施行されると同時に現実的に調整会議の構成メンバー間はライバル関係に置かれるといえる。よって、今後メンバーが所属機関のエゴイズムの誘惑を振り切るとともに地域の福祉向上のための調整会議の一員としてどれほど知覚し行動をどられるかが大きな課題として待ち構えているといえる。

3) 調整会議の評価について

調整会議が処遇困難ケース検討のために機能している場合はそのケースの解決具合等を報告する場合があるが、一般的に調整会議自体の活動内容や運営に関して評価は行われていないのが現状である。そしてその評価方法の研究もなされていないといえる。

しかし、調整会議の活性化を図るためにも今の運営の仕方や活動内容についてメンバー間で議論してみるとか、どこまで進んでいるのかなどについて評価していくべきだといえよう。具体的にいうと構成メンバーらが調整会議の有り様を含めて活動内容・運営について行政側に任せ切りにするのではなく主体性をもって話し合い、新しい問題を